

総社市告示第96号

総社市商店街通り界限地区空き店舗兼住宅活用事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年9月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市商店街通り界限地区空き店舗兼住宅活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街通り界限地区内にある空き店舗兼住宅の所有者が、店舗部分を出店者に貸し出す目的で機能分離工事等を行う場合に、予算の範囲内において総社市商店街通り界限地区空き店舗兼住宅活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、同地区の活性化並びに商業機能の維持及び発展を図ることを目的とし、補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総社市空家等対策計画 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する空家等対策計画として定めるものをいう。
- (2) 商店街通り界限地区 総社市空家等対策計画において、法第7条第3項に規定する空家等活用促進区域として設定された区域のうち、商店街通り界限地区と位置付けられた区域をいう。
- (3) 空き店舗兼住宅 店舗を含む営業用の用途に供する部分（以下「店舗部分」という。）と住宅部分とが一体となった建築物で、店舗部分が使用されなくなってから3箇月以上その状態が継続しているものをいう。
- (4) 出店者 店舗部分を借り受けて事業を営もうとする個人又は法人をいう。
- (5) 機能分離工事等 店舗部分と住宅部分とを分離する工事及びこれに附随する工事をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付対象となる空き店舗兼住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、商店街通り界限地区内に存するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者であること。（当該補助対象建築物に共有者その他の関係権利者がいる場合にあっては、次条に規定する補助対象事業の実施について、当該関係権利者全員から同意を得ている者に限る。）
- (2) 市町村税を滞納していないこと。
- (3) 総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号。以下「暴排条例」という。）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が補助対象建築物の店舗部分を出店者に貸し出す目的で行う機能分離工事等（以下「工事等」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内の業者を主たる施工業者として行うものであること。
- (2) 第9条第1項の規定による交付決定後に着手するものであること。

2 補助対象事業は、工事等の完了後、補助対象建築物の店舗部分を出店者に貸し出すものでなければならない。ただし、補助対象者の責めに帰することができない事由により貸し出すことができないと市長が認める場合において、出店者への貸出しの募集その他貸出しに向けた具体的な取組を行うときは、この限りでない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、内装工事及び外装工事は、店舗部分を貸し出すために必要最小限度のものに限る。

- (1) 店舗部分と住宅部分の機能分離に係る経費

- (2) 既存設置物の撤去及び処分に係る経費
 - (3) 電気、ガス及び水道等のメーター分離に係る経費
 - (4) 内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事その他これらに附帯する設備の整備に係る経費
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費には、国又は県その他の団体から補助金等の交付を受けた経費又は受ける予定の経費を含まないものとする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 補助金の交付は、補助対象建築物ごとに1回限りとする。
(出店者の要件)

第7条 出店者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 小売業（消費者と対面して行うものに限る。）、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉業のいずれかの業種を営むものであること。
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当しないこと。
 - (3) 暴排条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。
 - (4) 補助対象建築物の所有者（当該所有者の3親等以内の親族及び当該所有者が代表権を有する法人その他これに準ずる団体を含む。）に該当しないこと。
- (交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、総社市商店街通り界限地区空き店舗兼住宅活用事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書
 - (2) 補助対象建築物の位置図及び現状写真
 - (3) 関係権利者全員の補助対象事業の実施に対する同意書（共有者その他の関係権利者がいる場合に限る。）
 - (4) 市町村税を滞納していないことを証する書類
 - (5) 店舗部分を出店者に貸し出す旨を記載した誓約書
 - (6) 工事等の実施内容を確認できる設計図面又は平面図等
 - (7) 工事等見積内訳書
 - (8) 市内の業者が主たる施工業者であることを確認できる書類
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、総社市商店街通り界限地区空き店舗兼住宅活用事業補助金交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、総社市商店街通り界限地区空き店舗兼住宅活用事業補助金不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の決定に際して必要な条件を付することができる。
(変更申請等)

第10条 前条第1項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、総社市商店街通り界限地区空き店舗兼住宅活用事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、総社市商店街通り界限地区空き店舗兼住宅活用事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書により、当該交付決定者に通知するものとする。
(実績報告)

第11条 交付決定者は、工事等が完了したときは、速やかに総社市商店街通り界限地区空き店舗兼住宅活用事業補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事等請負契約書の写し
- (2) 工事等の完了を証する書類
- (3) 工事等完了後の写真

- (4) 補助対象経費に係る請求書、領収書その他支払を証する書類の写し
- (5) 出店者に関する申告書
- (6) 店舗部分の貸出しを証する書類
- (7) 第5条第2項ただし書に規定する場合にあっては、前2号に掲げる書類の提出を要しないものとし、これらに代えて、その理由書及び店舗部分の貸出しに向けた具体的な取組が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類
(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、総社市商店街通り界限地区空き店舗兼住宅活用事業補助金確定通知書により、当該交付決定者に通知するものとする。

(請求等)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、総社市商店街通り界限地区空き店舗兼住宅活用事業補助金請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を支払わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 店舗部分を出店者に貸し出さなかったとき（第5条第2項ただし書の規定に該当する場合を除く。）。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずる場合は、総社市商店街通り界限地区空き店舗兼住宅活用事業補助金交付決定取消（返還命令）通知書により通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 交付決定者が、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、当該補助対象事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金の交付の目的に反した用途で使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(事業完了後の経過報告)

第16条 交付決定者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後2年間、店舗部分の貸出し状況その他市長が必要と認める事項について、総社市商店街通り界限地区空き店舗兼住宅活用事業実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書は、次の各号に掲げる基準日における状況について、当該基準日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

- (1) 9月30日
- (2) 3月31日

3 交付決定者は、第1項に規定する期間内において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに第11条第5号及び第6号に規定する書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 第11条の規定による実績報告をした時点において店舗部分を出店者に貸し出すことができなかった場合であって、その後に出店者が決定したとき。
- (2) 出店者の変更があったとき。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。